

下線部は、各社の業務内容により異なります。

協 定 書 (案)

〇〇（以下「甲」という。）と公益社団法人総合紛争解決センター（以下「乙」という。）とは、甲と甲の金融商品取引法（以下「金商法」という。）第156条の38第3項に定める特定第二種金融商品取引業務にかかる顧客（以下「顧客」という。）との間の紛争（以下「本件紛争」という。）を公正かつ迅速に解決することを目的として、乙を甲の紛争解決措置として利用することに関して、以下のとおり協定する。

（中立性の尊重）

第1条 乙は、本件紛争にかかる申立案件について、いずれの当事者にも偏らず中立の立場で取り扱うこととし、甲は乙の中立性を尊重する。

（センターの利用）

第2条 甲は、金融商品取引法第37条の7第1項第2号ロに規定する紛争解決措置として、乙を利用するものとする。

（和解あっせん・仲裁申立）

第3条 甲又は甲の顧客は、乙に対し、和解あっせん・仲裁申立書を提出することにより、和解あっせん又は仲裁の申立てをすることができる。

2 前項の申立書の提出は、次のいずれかの方法によることとする。

(1) 甲の顧客が和解あっせん・仲裁申立書をセンターに持参又は郵送する方法

(2) 甲が、甲の顧客の作成した和解あっせん・仲裁申立書をセンターに持参又は郵送する方法

（協力義務）

第4条 甲は、乙が本件申立を受理して、和解あっせん手続又は仲裁手続（以下「本件手続」という）が開始された場合、和解あっせん期日又は仲裁期日に出席するものとする。また、乙から本件手続に必要な資料の提出を求められた場合には、それら資料を提出するものとする。

（和解あっせん手続の和解案・特別調停案）

第5条 和解あっせん手続において、甲は、乙から当事者に対し和解案の受諾の勧告がなされた場合は、これを受諾するよう努めなければならない。

下線部は、各社の業務内容により異なります。

2 前項の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、乙は、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、本件紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができるものとし、この場合、甲は、金融商品取引法第156条の4第4第6項各号に規定する場合を除き、かかる特別調停案を受諾する義務を負うものとする。

(手続の中止等)

第6条 乙は、申立てを受理した後であっても、次の事項が判明した場合は、当事者の申立て又は職権により、本件手続を中止し又は将来に向かって取消することができる。

- (1) 取引の名義が当該顧客本人でないとき（ただし、相続等明らかに合理的な理由があるときを除く。）。
- (2) 訴訟手続又は民事調停手続が終了（取下を除く。）し、又は係属中であるとき。
- (3) 乙の和解あっせん手続又は仲裁手続が終了（取下を除く。）し、又は係属中であるとき。

(申立手数料)

第7条 乙は、第3条の和解あっせん手続又は仲裁手続の申立てを受理した場合には、申立手数料金10,500円（消費税含む。）を甲（甲の顧客が負担する意思を表示した場合は、甲の顧客）に請求するものとする。

(請求)

第8条 前条の乙から甲への請求は、当月分をまとめて翌月15日までに、乙から甲に請求書を送付する方法により行うものとする。

(支払)

第9条 甲は、請求を受けた月の末日（当日が銀行休業日の場合は、翌営業日）までに、乙の指定する銀行の預金口座に、請求された全額を振込むものとし、振込手数料は甲の負担とする。

(申立手数料の返還)

第10条 次のいずれかの場合は、乙は甲（顧客が申立手数料を負担した場合は、顧客）に対し、第7条の申立手数料の内金7,350円（消費税含む。）を返還する。

下線部は、各社の業務内容により異なります。

- (1) 申立が第1回期日までに取り下げられたとき。
- (2) 事件が第2回期日実施前までにセンター運営規則第30条によって終了したとき。

(公表・開示)

第11条 甲は、本件紛争の紛争解決措置として乙を利用できる旨を公表し、かつ、甲の顧客にその旨開示するものとする。

(規則等に関する協議)

第12条 この協定書に定めるもののほか、乙の利用に関しては、乙が定める規則等によることとし、これらの規則等の適用に関して甲が協議を求めたときは、乙はこの求めに応じるものとする。

2 本協定に基づくセンターの利用に関して疑義が生じた場合は、甲乙双方協議のうえ解決するものとする。

3 本協定の改廃は、甲、乙いずれかが申し出て、協議のうえ決定するものとする。

附 則 平成 年 月 日から有効とする。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

印

乙 大阪府大阪市北区西天満1丁目12番5号
大阪弁護士会館内1階
公益社団法人総合紛争解決センター

理事長 川口 富男 印